

三木町告示第157号

三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 7 月 16 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第64号

三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱

三木町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年三木町要綱第34号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 号中「一方又は双方が町外に転出したとき。」を「一方又は双方が町外に転出したとき。（双方が第11条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

（他の自治体との連携を図る場合）

第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第 4 条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）において宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本町に住所を異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続するときは、規約第 3 条第 2 項の規定に基づき、証明書及び証明カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第 7 号）（以下「申告書」という。）の正本 1 通に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

（1） 連携自治体が交付したパートナーシップの宣誓を証する書面

（2） 住所地の変更を証する書面

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 継続申告者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知するものとする。

4 前項の規定による手続については、継続申告者双方の同意を得られた場合にしか行うことができない。

5 継続申告者には、申告書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、第 5 条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

6 継続申告者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、両者立会いのもと他の者に代筆させることができる。

7 宣誓者が連携自治体へ転出し、連携自治体に継続申告に係る書類として本町が交付した証明書及

び証明カードを提出した場合は、第 9 条の規定にかかわらず、証明書及び証明カードが返還されたものとみなす。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この要綱は、令和 7 年10月 1 日から施行する。